

# 洪水ハザードマップの一部内容変更のお知らせ

## 【変更1】

法改正に基づき、災害発生危険度に応じた、市民がとるべき行動をわかりやすく伝えるために、令和3年5月20日から水害時の【避難情報（行動を促す情報）】が変更されております。



- ※1 市が災害情報を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではありません。
- ※2 これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※3 高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
- ※4 警戒レベル3～5の行動を促す情報は、野々市市が発令します。

### <変更点>

- ・警戒レベル5の行動を促す情報を「緊急安全確保」に改称
- ・警戒レベル4の行動を促す情報を「避難指示」に一本化
- ・警戒レベル3の行動を促す情報を「高齢者等避難」に改称

## 【変更2】

令和4年4月1日付けの野々市市の組織改編に伴い、お問い合わせ先の部署の名称が変更されております。

### <変更前>

お問い合わせ	
	野々市市役所 〒921-8510 石川県野々市市三納1丁目1番地
	災害時のお問い合わせ 代表 076-227-6000
	ハザードマップに関するお問い合わせ 土木部 建設課 076-227-6023
	避難等に関するお問い合わせ 総務部 <u>環境安全課</u> 076-227-6051
	令和2年3月 改正



### <変更後>

お問い合わせ	
	野々市市役所 〒921-8510 石川県野々市市三納1丁目1番地
	災害時のお問い合わせ 代表 076-227-6000
	ハザードマップに関するお問い合わせ 建設部 土木課 076-227-6023
	避難等に関するお問い合わせ 総務部 <u>総務課</u> 076-227-6051
	令和2年3月 改正